

商品別平均使用年数

別表1

分類	商品区分				使用年数	
	品目	No	品種	用途		素材
皮革毛皮状製品	毛皮製品	外衣(裏毛皮製品を除く) ショール ストール	78	うさぎ		2
			79	オボッサム、ラム類、キヤット類、ムートン、ホワイト フォックス		5
			80	リンクス、フォックス類、ビーバー、ウィーゼル類、ヌート リア、チンチラ		10
			81	ミンク、セーブル類		20
		インテリア	82	うさぎ		2
			83	ムートン		5
			84	その他		10
		その他	85	うさぎ		2
			86	その他		5
		人造毛皮		87	合成毛皮、ハイパイル	
	皮革製品	外衣	88	ふた、爬虫類		3
			89	その他		5
		その他	90			3
	人造皮革	外衣	91	人工皮革		3
			92	合成皮革 (スエードタイプ、レザータイプ)	塩化ビニ ル、コル ク、レザー	2
			93	合成皮革 (スエードタイプ、レザータイプ)	その他	3
			94	コーティング品 (透湿性防水加工布、カラーコー ティング、パラフィン加工布、オイル クロス等)		2
			95	フロック加工品		2
		その他	96			2

註1. 次の素材を使用している商品及び加工をしている商品は、上記の数字に拘らず平均使用年数表は次の年数を上限とする。

イ. 3年 アセテート製品、ゴムコーティング製品、ゴム裏張り製品、気泡性ゴム引布製品

ロ. 2年 ウレタンフォーム張り製品、接着衣料品(ファブリック・ツー・ファブリック)、モールヤーン、スラブヤーン、ループヤーンなど飾り糸、絹紡糸、抄織糸、薄起毛調加工品、エンボス加工品、顔料プリント、発泡プリント、メタルプリントなど特殊プリント加工品

註2. 商品区分、商品例に入っていない商品については、最も品質の近い商品の平均使用年数を適用する。

註3. 特殊クリーニング欄において

「和」とは、和服専門のクリーニング処理方法をいう。

「帽」とは、帽子専門のクリーニング処理方法をいう。

「羽」とは、羽ふとん専門のクリーニング処理方法をいう。

「カ」とは、カーペット専門のクリーニング処理方法をいう。

「毛」とは、毛皮専門のクリーニング処理方法をいう。

「皮」とは、皮革専門のクリーニング処理方法をいう。

註4. 処理方法欄における○印は、通常行われる商品別のクリーニング処理方法を示したものである。

註5. 商品区分の素材において

「絹・毛」とは、表地に80%以上の絹または毛が使用されているものをいう。

「獣毛高率混」とは、アンゴラなど脱毛しやすい獣毛を60%以上含有するもの(表示のあるものに限る)をいう。